

日の出町工事請負指名競争入札参加者選定基準

平成18年2月20日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この基準は、日の出町競争入札等審査委員会規則（昭和50年日の出町規則第11号）第2条の規定に基づき、指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の適格性の判定及び選定に関する必要な事項を定めるものとする。

(適格性の判定)

第2条 入札参加者を選定するときは、指名競争入札に参加する資格を有する者につき、次の事項を調査し、発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）について適格性を判定するものである。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 既発注工事の施行成績
- (4) 発注工事の施行について技術的適正
- (5) 他官公庁工事の実績の有無

(選定方法及び優先的指名)

第3条 入札参加者の選定は、発注工事の予定価格に対応する資格を有する者のうち、前条により適格者と判定されたもの（以下「適格者」という。）について選定するものとする。

2 前項の規定により選定する場合において、次の各号の1に該当するものは、他の適格者に優先して選定することができる。

- (1) 日の出町に本社又は営業所を有する者
- (2) 日の出町に隣接する市若しくは近距離に本社又は営業所を有する者
- (3) 発注工事施行場所付近に本社又は営業所を有する者

- (4) 発注工事が前回施行工事と関連する場合においては、前回の施行業者。
ただし、前回工事が優秀なものに限る
- (5) 発注工事が既発注工事及び他官公庁工事（施行中のものに限る。以下本号において「既発注工事等」という。）と関連する場合の既発注工事等の
施行者
- (6) 既発注工事の施行成績が優秀な者
- (7) 発注工事と同種の工事を専業とする者
(指名業者選定制限)

第4条 既発注工事の施行中の業者については、その工事の履行実績が相当程度に達するまでは、次の工事について指名業者として選定することができない。

ただし、当該業者の営業規模、その他条件を勘案して、発注工事につき施行能力を有すると認めるときは、この限りでない。

- 2 既発注工事が業者の責めにより遅延しているとき又は遅延が予測される
ときは、その工事が竣工するまで指名業者として選定することができない。
(入札参加者数)

第5条 発注工事について選定すべき入札参加者数は、予定価格が200万円を超えるものは、おおむね5人以上とする。ただし、当該発注工事の性質又は目的により選定すべき者の数がこれに満たないときは、この限りではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、公布の日から施行し、平成18年1月1日から適用する。
(日の出町工事請負指名競争入札参加者選定基準の廃止)
- 2 日の出町工事請負指名競争入札参加者選定基準(平成10年)は、廃止する。

附 則 (令和8年4月1日訓令第17号)

この基準は、令和8年4月1日から施行する。